

〇えにわ障がい福祉プランの策定について

1 策定の目的

障がいのある方の自立及び社会参加の支援等に関する施策の推進に関する事項を定めることにより、すべての市民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会を実現することを目指すために策定するもの。

2 策定の根拠

「障害者基本法」第11条及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」第88条並びに「児童福祉法」第33条の20の規定に基づき策定する。

3 プランの構成

障害者基本法に基づく施策に関する基本的な事項を定める「第6期恵庭市障がい者福祉計画」、障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスの提供体制の確保等に関する事項を定める「第5期恵庭市障がい福祉計画」、児童福祉法に基づく障がい児通所支援等の円滑な実施に関する事項を定める「第1期恵庭市障がい児福祉計画」で構成。

※プランは、国が定める計画等に基づき策定。

※障がい児福祉計画については、平成30年度計画より策定を義務付け。

4 計画期間

平成30年度～平成32年度

5 策定の手法

庁内会議である「保健福祉推進会議」をはじめ、附属機関である「恵庭市社会福祉審議会障害者福祉専門部会」での議論、恵庭市障がい者地域自立支援協議会やパブリックコメントでの意見聴取を踏まえ策定する。

6 主なスケジュール(予定)

- ・アンケート調査の実施（6月）
- ・社会福祉審議会障害者福祉専門部会の開催（6月、7月、9月、12月、2月）
- ・パブリックコメントの実施（1月）
- ・市議会常任委員会報告（6月、9月、12月、3月）
- ・計画策定（3月）

